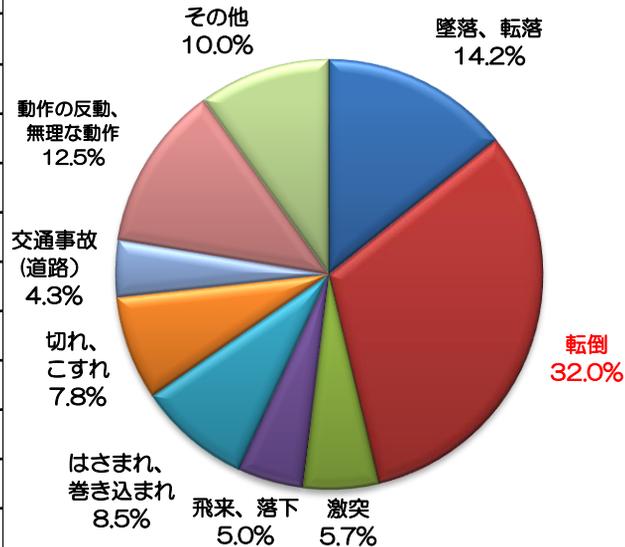




## 平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成29年 全期	平成30年12月末 (平成31年1月末現在)		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		294(0)	281(4)	-6	-2.1%
製造業		73	76	+5	7.0%
建設業		30	34(3)	+4	13.3%
土木工事業		11	14(1)	+3	27.3%
建築工事業		16	14	-2	-12.5%
その他建設業		3	6(2)	+3	100.0%
陸上貨物運送事業		49	35	-13	-27.1%
林業		8	7(1)	-1	-12.5%
小売業		28	25	-3	-10.7%
社会福祉施設		24	36	+13	56.5%

【災害の傾向（事故の型別）】



## 平成31年の労働災害(1月末速報)

平成31年の休業4日以上労働災害は、1月末現在で8件発生しており、前年同期比で16(66.7%)の大幅な減少となっております。要因としては、昨年多発した積雪凍結によるが大幅に減少(17件→3件)したのですが、今後の天候によっては転倒災害の多発も懸念されるところです。2月は、転倒災害防止プロジェクトの重点取り組み期間となっておりますので、裏面を参照の上転倒災害の防止に努めてください。

## 4月から労働時間の状況を把握することが義務化されます！

改正労働安全衛生法第66条の8の3において、労働時間の状況として労働者ごとの日々の始業・終業時刻を把握することが義務化されます。既にタイムカードやICカードを使用している事業場においては今回の改正で新たな対応は不要ですが、例えば・・・

- ① 出勤簿に押印するのみで時刻は把握していない
- ② 残業を行った時に時間数を申告させているが時刻は把握していない
- ③ 管理職は特に何も把握していない等の場合

以上のような管理をしている場合は、**4月以降違反となります**ので御注意ください。

### 違反しないためのポイント！ ～どのような方法で把握すればよいか～

法律で定めている方法は、原則としてタイムカード、ICカード、PC等の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録などの客観的な方法です。

しかし、建設現場へ直行直帰するなど、客観的に把握する手段がない時は、「その他適切な方法」として、一定の条件において労働者の自己申告により把握することが認められています。しかし・・・

- ① 社外であっても、社内システムにアクセスできることが可能
- ② パートタイム労働者にはタイムカードを使用させているが、社員は自己申告としている など

**安易に自己申告制とすることは認められません**ので、自己申告制を採用する場合には十分検討してから採用することとしてください。その他ご不明な点は、当署監督課にお問い合わせください。

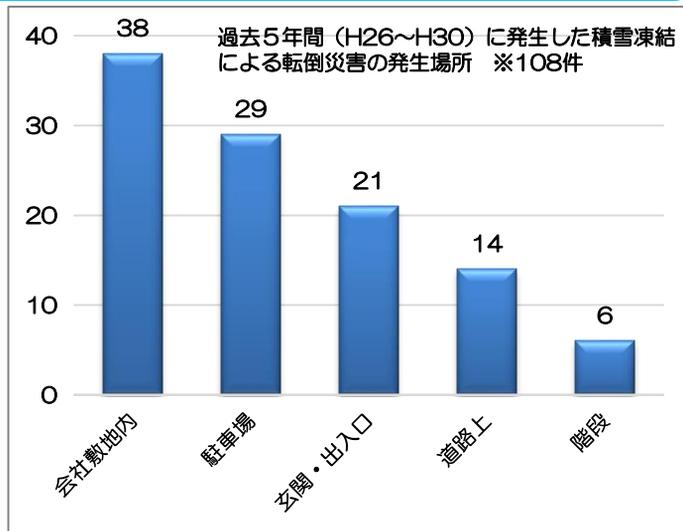
# STOP!転倒災害プロジェクト ～2月は重点取組期間です～

## ～ 重点取組期間に実施する事項 ～

- ① 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場合（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- ② チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発。

## ～ STOP!転倒災害プロジェクトのチェック項目～

- ① 通路、階段、出口に物を放置していませんか？
- ② 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか？
- ③ 安全移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？
- ④ 転倒を予防するための教育を行っていますか？
- ⑤ 作業靴は、現場にあった耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？
- ⑥ ヒヤリハット情報を利用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？
- ⑦ 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか？
- ⑧ ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか？
- ⑨ ストレッチ体操や転倒予防のための取り入れていますか。



## ～ 積雪・凍結による転倒災害状況と災害防止対策例～

過去5年間（H26～H30）に発生した積雪・凍結による転倒災害の発生場所ワースト3と災害防止対策

### 【転倒災害の発生場所】

#### ワースト1：会社敷地内

敷地内のマンホール等金属製のものがある箇所、段差が積雪で見えにくくなる箇所、日当たりが悪く気温が上がらない場所などは特に注意が必要です。

【対策例】◎ 安全衛生委員会パトロール等において、転倒危険箇所（マンホールや段差等）、長時間日陰となる場所等を確認し敷地内危険マップ等を作成し関係者に周知する。

◎ 積雪により見えにくくなる危険箇所には表示を行い「見える化」を図る。など。

#### ワースト2：駐車場

駐車場は積雪後に車で雪が締め固められ凍った状態となり危険です。早朝や夕方など足元が見えづらい状況によって転倒する事案が多くみられます。また、このうち9件は車を降りた直後に災害が発生していることから、車の降車時は特に注意が必要です。

【対策例】◎ 雪が降った時は、出来るだけ早期に除雪を行い、融雪剤、凍結防止剤等を散布する。

◎ 駐車場に照明設備がない場合は照明設備を設け、足元の状態が確認できるようにする。など。

#### ワースト3：玄関・入り口

出入り口付近は雪が踏み固められ凍った状態となり危険です。玄関前のスロープ箇所や建物から出た直後に転倒する災害が多く発生しています。

【対策例】◎ 雪が降った時は、出来るだけ早期に除雪を行い、融雪剤、凍結防止剤等を散布する。

◎ 出入り口の室内側に「この先凍結注意！」等の看板を表示し、注意喚起する。など

## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に**関連する一定の項目（**血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定**）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112